

仕 様 書

1 業務名

豊平区役所・区民センター防犯カメラ設置業務

2 場所

豊平区役所・区民センター

(札幌市豊平区平岸6条10丁目)

3 概要

豊平区役所及び豊平区民センター内の指定場所に防犯カメラ、レコーダー、モニターを設置する。

4 設置機器の規格及び数量一覧

下記①～⑥の全て、または同等品とする。

	機器名称	メーカー名	品番・規格	数量
①	固定 IR ドーム型 IP カメラ	セキュリティデザイン	SDN-B243-2	9
②	PoE 内蔵ネットワークビデオレコーダー	セキュリティデザイン	SDN-166T2	1
③	液晶ワイドモニター	I-O DATA	LCD-AH221EDB-A	1
④	PoE スイッチングハブ	HIKVISION	DS-3E1105P-EI	3
⑤	モニター&ワイヤレス HD カメラセット	マスプロ	WHC7M3	1
⑥	ネットワーク機器収納ボックス	共栄商事	EIA-K12G	1

※ 適合品以外で見積もる場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認を受けること。

【同等品条件】

機器名称	仕様
①固定 IR ドーム型 IP カメラ	<ul style="list-style-type: none">・解像度 1,920×1,080 以上・最低照度 0.1ルクス以下・赤外線照射距離 30m以上・画角 水平：100° 以上 垂直：50° 以上・圧縮方式 H.264、H.265 に対応していること・電源 PoE 又は PoE+(IEEE802.3af/at.Class3)に対応していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護等級 IP66 又は IP67、IK10 に対応していること ・動作温度/湿度 -30℃～50℃程度に対応していること/湿度 95%以下
②PoE 内蔵ネットワークビデオレコーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・接続カメラ台数 16 台以上 ・映像出力 HDMI×1 を有すること ・圧縮方式 H.264、H.265 に対応していること ・録画解像度 CIF(352×240)～8MP に対応していること ・ストレージ 6TB 以上 ・USB USB2.0×2 ・操作 USB マウス又はリモコン(本体同梱)で操作可能であること ・イーサネット 16 ポート (PoE 又は PoE+(RJ-45 10/100Base-T))以上 ・外形寸法 450×400×80mm程度
③液晶ワイドモニター	<ul style="list-style-type: none"> ・サイズ 21.5 インチ以上 ・パネル表面処理 非光沢 ・解像度 1,920×1,080 以上 ・表示色数 約 1,677 万色に対応していること ・映像入力端子 HDMI×1 を有すること
④PoE スイッチングハブ	<ul style="list-style-type: none"> ・PoE ポート 4 ポート以上 ・PoE 規格 IEEE802.3af 又は at
⑤モニター&ワイヤレス HD カメラセット	<ul style="list-style-type: none"> ・解像度 1,920×1,080 以上 ・最低照度 モノクロ：0ルクス ・赤外線照射距離 5m以上 ・画角 水平：90° 以上 垂直：50° 以上 ・圧縮方式 H.264、H.265 に対応していること ・動作温度 -10℃～50℃程度に対応していること
⑥機器収納ボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵による施錠ができること ・④の機器が収納できるサイズであること

5 設置場所

防犯カメラ：豊平区役所 9 箇所

レコーダー：豊平区役所 1 階警備室

モニター：豊平区役所 1 階警備室

モニター&カメラセット：豊平区民センター 2 階書庫

※詳細は別紙の図面を確認すること。

6 業務内容

(1) 機器設置・結線等

「4 更新機器一覧」で示す機器を用意し、用意した機器の結線や取付等の必要な作業を行うこと。カメラは、指定の箇所に天井付けすること。

(2) 調整・設定、動作確認等

設置した機器が正常に作動するよう、機器の角度調整や初期設定を行い、作動状況を確認すること。また、必要に応じてその他の調整、設定等を行い、すべての作業完了後に対象機器が正常に作動するか確認すること。

7 履行期限

契約締結日から令和5年2月28日まで

8 その他

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程等について担当課と十分打合せを行い、承認を得ること。なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。また、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに担当課及び施設運営者に報告すると共に、担当課の指示に従い、業務受託者の責任において一切を処理すること。
- (3) 業務に必要な消耗品、工具については、受託者の負担とすること。
- (4) 業務完了後の清掃、片付け等については、確実に実施すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、グリーン購入・省エネルギーの推進を心がけること。
- (7) 廃棄物の発生・排出の抑制、廃棄物の適正処理を行い、環境負荷の低減に努めるとともに環境法令を遵守すること。
- (8) 業務終了後、完了届及び報告書類（点検結果報告書及び点検写真）を提出すること。ただし、緊急で修理が必要な機器がある場合は、点検後速やかに報告すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、別途協議によること。

担当：札幌市豊平区市民部総務企画課
小花（電話 822-2405）